



商工情報あらかると

小国町商工会

トピックス

- | | | | |
|--------------------------|----|----------------------|----|
| ●経営発達支援計画事業評価検討委員会が開催 | P1 | ●労働保険の年度更新をお忘れなく！！ | P5 |
| ●「無期転換ルール」をご存じですか？ | P2 | ●ハローワークよりお知らせ | P5 |
| ●無担保無保証の融資制度（マル経融資） | P3 | ●持続化補助金募集開始 | P5 |
| ●県信用保証協会4月から小規模事業者限度額がUP | P3 | ●個人情報保護法を知っていますか？ | P6 |
| ●4月納付分からの協会けんぽ保険料率が変わる | P3 | ●小国町商工会金融懇談会が開催されました | P7 |
| ●商工会青年部活動・商工会女性部活動 | P4 | ●会計のお手伝い「ネットde記帳」 | P7 |

経営発達支援計画事業評価検討委員会が開催

平成30年2月22日（木）、小国町商工会経営発達支援計画事業
平成29年度事業評価検討委員会が開催されました。
評価委員には、次の外部有識者の方々に委嘱状を交付いたしました。

- ・小国町産業振興課観光経済担当課長 井上 伊勢男 氏
- ・山形銀行小国支店長 長沢 伸一 氏
- ・山形中央信用組合小国支店長 遠藤 研介 氏

評価検討委員会長には、町産業振興課長 井上氏 に就任いただきました。

全事業項目毎事業経過を理解いただき、事業に対して評価をいただきました。また、事業評価と見直しの仕組みにおいては、今後、5年間にわたり各年度の目標があるため計画どおりに遂行することと、合わせて、毎年度末に事業評価検討委員会を開催することを説明し、理解を得ました。経営発達支援計画事業評価書は、小国町商工会ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。(URL <http://oguni-shokokai.jp/>)



<事業項目1 地域の経済動向調査>

町内事業所の基本情報のほかに景況感や経営課題、展望などの実態把握するために、アンケート調査をおこない、93%の回収

今後、調査結果を商工会事業に活かすと共に事業者向けに取りまとめた経済センサス情報を消費者ニーズに絞って経営等に反映させやすく情報提供する計画

<事業項目2 経営状況の分析>

毎年10件の分析支援目標に対して、今年度20件の実績であり、次年度も引き続き実施する計画

<事業項目3 事業計画策定支援>

創業、経営革新、経営改善、事業再生、事業承継の中で、創業支援に対しては創業者に対する町補助金制度を活用して、新規創業に意欲がもてるように小国町と連携したアピールをおこなう計画

<事業項目4 事業計画策定後の支援>

事後フォローは、フォローアップ巡回や情報提供をもって進捗状況や支援制度の活用につなげる必要があり、場合によっては各専門家と連携する計画

<事業項目5 需要動向調査>

消費者ニーズ調査において、道の駅利用者アンケートをおこない、年代構成、住まいの地域、利用目的、情報ツール、利用した感想と要望点を取りまとめたものを町内事業者に結果を公表して販売促進につなげていく計画

<事業項目6 新たな需要開拓>

各種商談会への参加支援で成約目標2件に対して商談会斡旋3件の実績

ネットビジネス支援で取引増加5件に対して今年度小国町商工会のホームページを整備し、成果は次年度から評価する計画

<事業項目7 地域活性化の取り組み>

当会では振興イベント、ブランド化、観光産業化に対して関係団体と連携しながら地域活性化に取り組んでいるが、次年度以降さらに展開する計画

<事業項目8 支援力向上の取り組み>

職員の資質向上のため毎日朝礼をおこない指導事例を共有化し、職員相互のスキルアップになるよう心掛ける計画

(担当：佐藤課長)

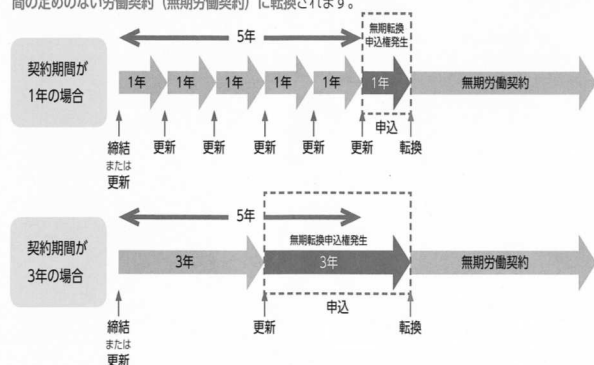


「無期転換ルール」をご存じですか？

労働契約法が改正されました

○無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。

○有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。



なぜ「無期転換」への対応が必要なのでしょう？

○今日、有期社員の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあります。

○つまり、多くの会社にとって、有期社員が戦力として定着しているといえます。

○とくに長期間雇用されている有期社員は、たとえば仮に「1年契約」で働いていたとしても、実質的には会社の事業運営に不可欠で恒常的な労働力であることが多く、ほぼ毎年「自動的に」更新を繰り返しているだけといえます。



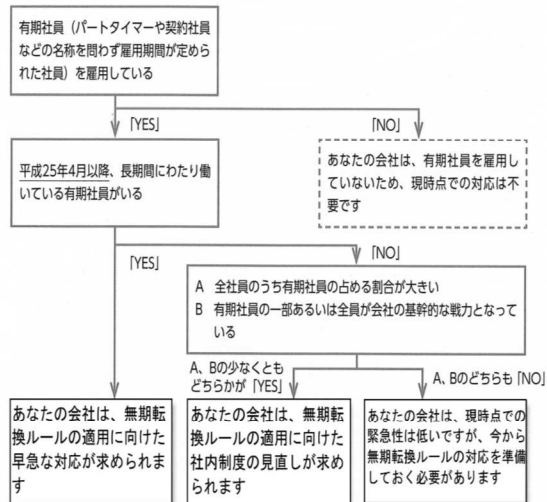
○このような社員を期間の定めのない労働契約の社員として位置付け直すことは、むしろ自然なことであり、実態と形式を合わせる措置といえます。

○このように考えれば、無期転換は特別なことでも、また、大変なことでもなく、より適切な雇用関係にしていくための取組なのです。

あなたの会社は大丈夫ですか？

○あなたの会社は「無期転換ルール」に対応する必要がありますか？

○次のフローチャートに沿って、あなたの会社の状況を確認しましょう。



「対象となる社員」は？

○無期転換ルールへの対応が求められるのは、一般に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などと呼ばれている社員です。

○ただし、これに限らず、各社が独自に位置づけている雇用形態（たとえば、準社員、パートナー社員、メイト社員など）についても、契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象となります。

○なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換への対応が求められます。

無期転換ルールは会社だけでなく有期社員の方々にとっても重要なルールです。そのため、次ページ以降の内容は有期社員の方々と共有することが大切です。



あなたの企業を伸ばしご家族を守る商工会の共済

商工貯蓄共済

貯蓄・融資・生命保険

こんな時に役立ちます！

ご家族の明るい未来のために

- お子さまの教育資金
- ご家族の生活資金
- 相続の対策資金 etc...

企業経営の将来のために

- 借入金の返済
- 企業の資金繰り
- 事業承継対策 etc...



商工会会員限定

大切なご家族をお守りする保障

商工会の福祉共済 **「生命」保障**

けがの補償 病気の補償 がんの補償

プラス に加えて...

生命の保障が **新登場!**

割安な掛金 で更に!! 配当 が受け取れます!





無担保無保証の融資制度(マル経融資)

事業資金は、大丈夫ですか?!

経営改善を図ろうとする小規模事業者をバックアップするため、小国町商工会が推薦し、日本政策金融公庫より融資が受けられる公的制度です。

融資対象：常時使用する従業員が 商業・サービス業 5人以下
製造業・その他 20人以下

融 資 額：2,000万円以内 返済期間：運転資金 7年以内・設備資金 10年以内

特 徴：①担保不要 ②保証人不要 ③低金利 1.11%(3/9現在) (担当：佐藤課長)

山形県信用保証協会 4月から小規模事業者限度額がUP



平成30年4月から山形県信用保証協会の小口零細企業保証制度の限度額が

1,250万円→2,000万円 に引き上げられ拡充されます。

(担当：佐藤課長)

対 象 者：小規模事業者 資金用途：事業資金
保証期間：7年以内 貸付金利：金融機関所定金利
連帯保証人：法人代表者を除き原則不要
担 保：原則不要 保証料率：年0.5%～2.2%

創業関連保証も

限度額2,000万円に引き上がります。

ポイント①無担保自己資金要件なし

ポイント②期観は最長10年 (※保証料：年1%)

平成30年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率が変わります

山形支部の健康保険料率は変更となります。

介護保険料率も変更となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

給与・賞与の
9.99%
平成30年
2月分
(3月納付分)
まで

健康
保険料率



給与・賞与の
10.04%
平成30年
3月分
(4月納付分)
から

給与・賞与の
1.65%
平成30年
2月分
(3月納付分)
まで

介護
保険料率



給与・賞与の
1.57%
平成30年
3月分
(4月納付分)
から

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。



商工会青年部活動

【スポレク事業】

平成30年2月10日(土)、総合スポーツ公園において、置賜地区商工会青年部連絡協議会の交流スポーツ大会を開催しました。会場では、スノーモービルイベント「Snow trek」が「ちょすべ」によって、また、イグルーづくり体験をする「雪の学校」が「ここ掘れ和ん話ん探検隊」によって同時開催され、会場は大変盛り上がりしました。

当日は町内外から総勢29名が参加し、ペットボトルまとい、雪だるまづくり競争、かんじきレース、バナナボート耐久レース、パラシュートキャッチを行い、町外商工会青年部と競い、懇親を深めました。バナナボート耐久レースは、町外の青年部に特に人気でした。来年は今年度の反省を活かし、さらにイベントを盛り上げていきます。(担当:石塚主事)



【OBとの交流会】

平成30年3月3日(土)、松風館にて商工会青年部員と青年部OBとの交流会が開催されました。OBは6名、現部員は7名が参加しました。青年部OBとの連帯感を更に深められ、現部員は学びのある貴重な時間を過ごせました。

(担当:石塚主事)

商工会女性部活動

【手作り！水引アクセサリ講習会】

平成30年1月22日(月)、小国町商工会女性部主催で「手作り！水引アクセサリ講習会」を開催しました。今回新しい試みでしたが、参加者の皆さま自分の好きな色の

絹巻水引を組み合わせ、思い思いのアクセサリを手作りしていました。また、この日は女性部の新年会も併せて開催いたしました。今後、女性部でこんな研修会・講習会がしたい！などご意見ご要望がございましたら是非お寄せください。

(担当:遠藤主事)



【エコキャップ贈呈】

平成30年2月14日(水)、女性部員が年間を通して集めたエコキャップを山形銀行小国支店様へ贈呈いたしました。今年度は19kg、ポリオワクチン約3名分になりました。ご協力いただきありがとうございました。平成30年度もよろしくお願いします。

(担当:遠藤主事)



労働保険の年度更新をお忘れなく！！

労働保険事務組合小国町商工会に委託されている事業主様宛てに、労働保険の年度更新書類をお送りいたしますので、**4月18日(水)**まで提出をお願いいたします。

また、新規委託の方、書類の書き方が分からない方は、4月16日(月)、17日(火)の午前9時から午後3時に個別相談をおこないますのでご利用ください。なお、提出のみの方は、随時小国町商工会事務所で受け付けいたします。

事務組合に委託されていない事業所については、後日厚生労働省より申告書等の書類が郵送されます。

労働保険の年度更新は、提出期限まで必ず手続きをされますようお願いいたします。 (担当:遠藤主事)

ハローワークよりお知らせ

平成30年5月以降、マイナンバーの記載が必要な届け出等についてマイナンバーの記載がない場合には、補正のために返戻する場合があります。記載が必要な届出等は以下の通りです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請
- ④育児休業給付支給申請書
- ⑤介護休業給付支給申請書

小国町商工会へ労働保険事務委託をされている事業所様におかれましても手続きの際に必要なになりますので、ご提出をよろしくお願い致します。 (担当:遠藤主事)

平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金が募集開始

受付：平成30年3月9日(金)～平成30年5月18日(金)

小規模事業者(注1、注2)が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額：50万円(注3、注4、注5)。

(注1)小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社・企業組合・協業組合を含む)および個人事業主」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

(注2)商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

(注3)補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

(注4)以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者
- ②買物弱者対策の取組
- ③海外展開の取組

(注5)原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります(連携する小規模事業者数により異なります)。(担当:佐藤課長)

青年部員・女性部員 募集中！

青年部・女性部は、商工業に携わる仲間と親睦を深めながら、地域振興、福祉活動を積極的におこなっております。

下記のような事業をおこなっております。

・各種セミナーの開催及び参加・福祉活動への参加

・地域振興に係る事業の実施・親睦会 etc.

私達と一緒に楽しく活動してみませんか！

申込、問い合わせは、商工会及び青年部員、女性部員にお気軽にお声掛けください。また、皆様の事業所等で参加させても良いと思われる方がいらっしゃいましたら、ご推薦ください。

お待ちしております！

(担当:青年部 石塚主事

女性部 遠藤主事)



個人情報保護法を知っていますか？

1 「個人情報保護法」とは

平成29年5月30日から、すべての事業者に「個人情報保護法」が適用されています！

？ 個人情報保護法とは？

- ☑ 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性(社会生活やビジネス等への活用)とのバランスを図るための法律
- ☑ 民間事業者の個人情報の取扱いについて規定
- ☑ 従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていませんでしたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています



2 「個人情報」とは

個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

(例)「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等
(※その情報単体でも個人情報に該当することとした「個人識別符号」も個人情報に該当します。)

顧客情報だけでなく、従業員情報や取引先の名刺といったものも個人情報です。



？ 「個人識別符号」とは？

- ☑ 以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定されています
 - ①身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒DNA、顔認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
 - ②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(公的な番号)
⇒旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー等

3 事業者が守るべき4つのルール

① 取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。

勝手に使わない！



② 保 管

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)

なくさない！ 漏らさない！



③ 提 供

- 第三者に提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合、第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

勝手に人に渡さない！



④ 開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

お問合わせに対応！



(※) ②～④は個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合にかかるルールです。なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」といいます。

個人情報保護法が全事業所に適用されて1年が経過します。

顧客情報等の流出がニュースに取り上げられますが、事業所においては、従業員のマイナンバー等の取り扱いも個人情報として厳重に守る必要があります。各事業所において個人情報の管理体制をもう一度見直してください。商工会では、管理方法等についてのご相談も関係機関と連携して対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

(担当: 佐藤課長)

中小企業向け「これだけは!」10のチェックリスト

分 類	No	チェック項目	ポイント
取得・利用	1	☐ 取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	目的は具体的に。 ○「新商品のご案内の送付のため」 ×「当社の事業のため」
	2	☐ その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。
保 管	3	☐ (組織的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内の報告先は決まっていますか？
	4	☐ (人的安全管理措置・従業員監督) 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？
	5	☐ (物理的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。
	6	☐ (技術的安全管理措置) パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。
提 供	7	☐ 個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	委託先にも安全管理を徹底してもらうこと。
	8	☐ 本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には同意不要。
	9	☐ 本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には記録不要。
開 示 請 求 等	10	☐ 本人から自分の個人情報を見せたいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	開示等の請求に対応する人は決まっていますか？



平成29年度小国町商工会金融懇談会が開催されました



参加者

- ・日本政策金融公庫米沢支店 桶土井支店長、加藤課長代理
- ・山形県信用保証協会長井支店 鈴木支店長
- ・山形銀行小国支店 長沢支店長
- ・山形中央信用組合小国支店 遠藤支店長
- ・小国町産業振興課井上課長、瀬際室長、横山主任
- ・小国町商工会 舟山会長、鈴木副会長、伊藤副会長、渡部事務局長、佐藤課長



平成30年2月22日(木)に平成29年度小国町商工会金融懇談会が開催されました。懇談では、日本政策金融公庫 桶土井支店長 から、公庫の実績から見た小企業の景況データについて、資料に基づいて説明がありました。また、山形県信用保証協会 鈴木支店長 からも最近の保証動向について、資料に基づいた説明があり、「厳しい地域経済環境ではあるが若干ながら上向きの傾向になっているのでは」と感触を述べられました。山形銀行 長沢支店長 は、2月赴任したばかりで地域経済については、これから勉強させてもらおうとのことでしたが、山形銀行としての方針などを説明してくれました。特に銀行全体の動向として日銀のマイナス金利政策により収益減少が続く見通しであり、収益的には厳しい状況になっているとのことでありました。また、銀行窓口業務を減らすためにスマホ活用やAI化を進めており、このような中、山形市内で5店舗、米沢でも店舗吸収により業務のスリム化を図っているとの説明がありました。山形中央信用組合 遠藤支店長 からは、資金ニーズが低調であり設備資金が少ない状況の理由として事業者の見通しの不安と人員不足等が要因として考えられると説明がありました。

その後意見交換となり、住宅ローンの現状や事業者が融资本数が重なりキャッシュフローが懸念されるなどの意見が出されました。過重債務等への返済軽減策についても検討すべきではないかとの意見や過去に実施した小国町緊急融資制度が有効だったが、今後の対応も検討すべきとの意見が出されました。各金融機関としては、単に融資相談をおこなうだけでなく、事業所のデータを収集して経営活動に反映できるようなアドバイスや経営認識の共有化を図っていききたいとの姿勢について意見が出されました。

今後も商工会として会員等の金融相談に対して円滑に融資に結びつくよう金融機関と密接に連携していき、さらに、金融制度の改善や新たな制度立ち上げなどの提案、提言等もおこなって参ります。(担当:佐藤課長)

会計のお手伝い「ネットde記帳」

平成31年10月から消費税率が10%となります。年の途中での税率変更ですので、消費税額の会計を明確にしないと決算申告の時、集計することが大変になります。また、これから益々記帳や会計資料が重要視される時代となりますので、自らの経営を数的に把握する上でもしつかり経理をおこなっていく必要があります。

小国町商工会では、小規模事業者の記帳の指導と記帳代行をおこなっており、全国商工会連合会が開発した「ネットde記帳」システムにより正確な経理をおこなうと共に財務分析、各種経営指導もおこなっております。この「ネットde記帳」システムは、インターネット環境を持っている事業所であれば、自ら入力もおこなえるシステムとなっています。商工会の「ネットde記帳」システムは、商工会職員が日々の入力方法や仕訳等について同じ画面を見ながら適切な指導を受ける事ができ、入力の不安がなく、最終的な決算や申告についても個別の指導をいたします。

詳細については、お気軽にお問い合わせください。(担当:石塚主事)

商工会の共済

会社役員・事業主の退職金共済と 取引先の倒産等に巻き込まれたときの資金手当共済

小規模企業共済は、事業主等の退職金制度です。掛金が全額所得控除でき、受給の際には、退職金控除が受けられます。将来の準備と節税対策ができます。

経営セーフティ共済は、売掛金や手形等の保全対策ができます。

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

幅広い補償で、建物、家財、什器・備品を手厚くサポート

新総合火災共済

わかりやすい
共済金のお支払い

もしものときも
安心!

火災だけでなく
4つのプラン



小国町商工会 しゃくなげ福祉共済制度

災害保障特約付 福祉団体定期保険
+小国町商工会独自の給付制度(見舞金制度)

自動車総合共済

もうひとつの安心 自動車事故費用共済

まごころ共済



新しく特約が加わりました。

対物事故共済金特約

車両事故共済金特約

特約付帯でさらに安心!!

福利厚生制度
にご活用いただけます

商工会独自の
給付制度も!

毎年収支計算し剰余金があれば
配当金も!

1年更新で医師の
診査なし

業務上・業務外を問わず
24時間保障

商工会では、会員の経営と福祉に資する各種共済を取り扱っております。
掛金が安く特典も多い共済です。気になるものがございましたら、是非、お気軽にお問い合わせください。

(担当: 石塚主事、伊藤)

= 地域と共に歩む小国町商工会 =

山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地

電話 0238(62)4146 IP電話 050(3801)4237

Fax 0238(62)4156

Email: oguni@shokokai-yamagata.or.jp

URL http://oguni-shokokai.jp/

白い森ショッピングセンター3階

商工会は、経営に関する様々な相談に応じておりますので、
お気軽にご相談ください。